

●発表日：平成 26 年(2014 年)9 月 22 日

**日常生活のちょっとした困りごとを地域で解決**  
**田原市「生活ささえあいネット」が始まります**

田原市で安心して生活が続けられるよう、身近な地域での市民同士の助け合いの仕組みづくりを始めます。

ちょっとした日常生活での困りごとの解消のために、お手伝いをする側、される側の「お互い様」の気持ちを、地域通貨を活用することによって気軽に表し、地域全体で助け合いが広がっていくことを目的としています。

(◇手助けの例「ゴミだしのお手伝い、電球交換、郵便物の代読、買物代行等」)

1 実施開始日

平成 26 年 10 月 1 日

2 実施内容

先行地域を選定し、先行地域を中心にサポーター、支援依頼者、地域通貨の利用可能な協力店舗の募集を開始（協力店舗については募集受付中。）

先行地域 ①福江・清田校区 ②野田校区

3 利用方法 詳細については、別添チラシをご覧ください。

4 事務局 田原市社会福祉協議会

(担当) 地域福祉課 副主幹 柴田 電話 (0531) 23-3512

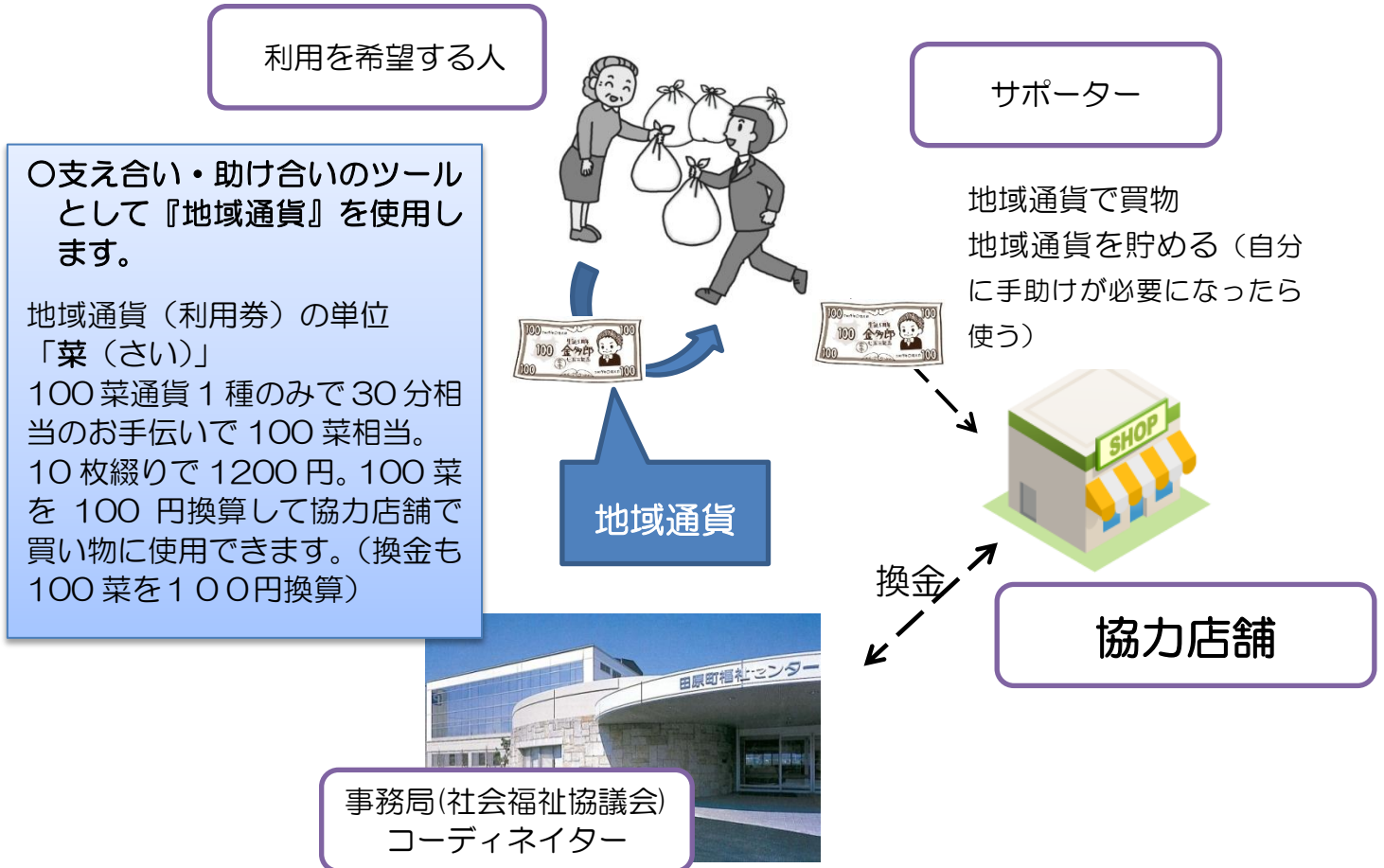
# 田原市『生活ささえあいネット』について

<目的> 地域でみんなが生活し続けられるよう

『 市民の方が生活する上での

「ほんのちょっとした困りごと」を手助けするための仕組みづくり 』

◇手助けの例「ゴミだしのお手伝い、電球交換、郵便物の代読、買物代行等」



## <スケジュール>

- 平成26年7月 ○協力店舗募集開始  
現在2店舗登録済
- 平成26年9月 ○先行地区への説明  
先行地区 ①福江・清田校区、②野田校区
- 平成26年10月～ ○市内先行地区を中心にささえあいネット開始  
○支援者登録開始  
ボランティアセンター登録団体等  
○利用者聞き取り開始  
ケアマネ・障害者相談支援専門員・サロン  
○支援者のための研修実施  
支援者数がまとまったら社会福祉協議会にて実施  
担当 23-3512 地域福祉課 援護グループ

日常生活のちょっとした困りごとを地域の方々に解決しましょう。

# 生活ささえあいネット

## 10月1日スタート!

田原市  
新制度

支援依頼者、サポーター、協力店舗  
の登録を受け付けています。

日常生活でちょっとした困りごとがあった時、手助けしてくれるサポーターを紹介します。

「頼みたいけど、お礼をどうしたら良いか、現金ではよそよそしさを感じてしまう。」そんな声から、支援者がサポーターに渡せる田原市独自の地域通貨「菜(さい)」を作りました。

サポーターが受け取った地域通貨は、協力店舗で商品の購入等支払に使用します。また、自分の支援を依頼した時に使用することができます。

地域通貨の流れ



サービス受付時間／祝日及び年末年始を除く、午前8時30分～午後5時15分  
田原市社会福祉協議会（田原福祉センター内）電話 23-0610／FAX23-3970

募  
集

生活ささえあいネットの「支援依頼者」、「サポーター」、「協力店舗」は、事前に事務局に登録が必要です。

支援依頼者	・田原市に居住し、生活上の支援を依頼する方
	・詳細は、「支援依頼者用」の頁をご覧ください。
サポーター	・支援依頼者に対し、支援を提供する方（団体）
	・詳細は、「サポーター用」の頁をご覧ください。
協力店舗	・地域通貨を使用できる市内に事務所を有する商店等
	・詳細は、「協力店舗用」の頁をご覧ください。

実施主体：田原市（地域福祉課）／事務局：田原市社会福祉協議会（総務課）

## 生活ささえあいネット利用の流れ (支援依頼者編)

支援依頼者用 (お手伝いしてほしい人)

### ① 支援依頼者登録

下の支援依頼者簡易登録カードで事務局に、事前登録する。

### ② 支援提供の依頼

利用申込書で希望する支援を、事務局に依頼する。(概ね1時間程度で終了する簡単なお手伝い)

### ③ サポーターのコーディネート

支援提供の可否の連絡が事務局から入る。(サポーターへの支援活動の依頼は、事務局が行う。)

### ④ 地域通貨の購入

支援提供が可能となったら、事務局で地域通貨を購入する。

### ⑤ 支援の対価

支援提供の都度、サポーターに地域通貨を渡す。

### 支援依頼の一例※

- ・ ごみ出し、分別
- ・ 電球交換等軽微な修繕
- ・ 住居等の清掃・整理整頓
- ・ 衣類等の洗濯等
- ・ 買い物、手続き代行
- ・ 日常的な家周り手入れ
- ・ 食事づくり
- ・ 散歩、買い物等付添
- ・ 話し相手、見守り

※上記は支援の例です。まずはご相談ください。

### 生活ささえあいネット 地域通貨



- ・ 地域通貨の単位は、「菜(さい)」
- ・ 100菜通貨1種のみで、30分相当の支援利用。
- ・ 10枚綴り、1,200円で販売(事務手数料200円含む)

上の破線で切り取り、田原福祉センター内社協へ提出してください。

支援依頼者氏名	/生年月日:	(男・女)
世帯主氏名	※支援依頼者と別の場合のみ	
住所	〒	
電話 / FAX	電話	/FAX
代理登録者氏名	(電話 )	
家族緊急連絡先	(電話 )	

生活ささえあいネット事務局田原市社会福祉協議会 (電話 23-0610/FAX23-3970)

支援依頼者簡易登録カード

# 生活ささえあいネット利用の流れ (サポーター編)

サポーター用(お手伝いする人)

## ① サポーター登録

下のサポーター簡易登録カードで事務局に、事前登録する。(サポーター登録証を後日事務局が交付)

## ② 活動保険加入

事務局窓口でボランティア活動保険に加入する。

## ③ 研修等受講

事務局が指定する研修(生活ささえあいネット制度・加入保険制度理解、救命救急講習等を予定)

## ④ 支援提供の依頼・提供可否

事務局から支援提供の依頼が入り、支援内容を確認して支援提供可否を事務局に連絡する。(支援依頼者への支援提供可否の連絡は、事務局が行う。)

## ⑤ 支援提供・地域通貨受取り

支援提供を行ったら、その都度、支援依頼者から地域通貨を受け取る。

## ⑥ 地域通貨の利用

地域通貨を協力店舗で、商品購入等の支払いに使用。(100菜を100円換算)自分の支援依頼の対価としても使用可。

## お手伝いの一例※

- ・ごみ出し、分別
- ・電球交換等軽微な修繕
- ・住居等の清掃・整理整頓
- ・衣類等の洗濯等
- ・買い物、手続き代行
- ・日常的な家周り手入れ
- ・食事づくり
- ・散歩、買い物等付添
- ・話し相手、見守り

※上記は支援の例です。登録時に、ご自分ができるお手伝いをお聞きします。

## 生活ささえあい ネット地域通貨



- ・地域通貨の単位は、「菜(さい)」
- ・100菜通貨1種のみで、30分相当の支援利用。
- ・10枚綴り、1,200円で販売(事務手数料200円含む)

サポーター簡易登録カード

上の破線で切り取り、田原福祉センター内社協へ提出してください。

サポーター氏名	/生年月日		(男・女)
保護者氏名(自書)	※サポーターが未成年・学生の場合、保護者同意の上登録		
住所	〒		
電話 / FAX	電話	/FAX	
活動可能範囲	市内全域・地域限定 ( )		
活動可能時間等	曜日	/時間	

生活ささえあいネット事務局田原市社会福祉協議会(電話 23-0610/FAX23-3970)

生活ささえあいネット利用の流れ  
(協力店舗編)

協力店舗用  
(地域通貨が使える店)

① 協力店舗登録

下の協力店舗簡易登録カードで事務局に、事前登録する。(協力店舗表示を事務局が交付)

② 地域通貨取扱い

サポーターが商品等サービス購入費の支払で地域通貨を使用した場合、100 菜を購入費 100 円で取り扱う。

③ 地域通貨の換金

当該店舗で使用された地域通貨は、事務局で 100 菜を現金 100 円に換金する。

生活ささえあいネット  
地域通貨

- 地域通貨の単位は、「菜(さい)」
- 協力店舗では、100 菜を 100 円分の購入費として使用。(地域通貨使用分には、お釣りは出さない)
- 協力店舗は、事務局で地域通貨を換金することができます。(100 菜=現金 100 円)



渥美半島☆観光大使  
キャベゾウ

上の破線で切り取り、田原福祉センター内社協へ提出してください。

店舗(施設名)			
代表者氏名			
所在地	〒		
電話 / FAX	電話	/ FAX	
営業時間等	時 分~	時 分(定休日 )	
業種 / 備考	/		

生活ささえあいネット事務局田原市社会福祉協議会(電話 23-0610/FAX23-3970)

協力店舗簡易登録カード